

平成28年3月30日

独立行政法人労働者健康福祉機構
横浜労災病院 院長 西川 哲男

手術時におけるガーゼの体内残置に関するご報告

平成23年1月、婦人科疾患の30代女性患者様の子宮穿孔に対し、緊急開腹手術を行った際、手術用ガーゼを残置していたことが判明いたしました。

このような事故が発生したことは誠に遺憾であり、患者様には多大な苦痛並びに御家族の皆様にご心配をお掛けしていることを深くお詫び申し上げます。

当院では、本事故の発生当時からガーゼ残置防止のため、ガーゼ枚数確認及び体内にガーゼ（X線造影糸入りガーゼ）を使用する全手術症例に対して、手術後のレントゲン撮影を実施していましたが、発生当時は術後レントゲン画像の確認を複数の者で行う等のルールが設けられておらず、残置ガーゼの発見に至らなかったものです。

現在では、防止策として、当時から実施していた、ガーゼ枚数確認を手術前・中・後に実施する、手術後レントゲン画像を手術担当医師が確認する、といった取組に加え、手術後におけるレントゲン確認を医師及び看護師により複数で行う、電子カルテにガーゼ枚数確認の実施入力欄を設け、漏れの無いようにする、といった取組を実施、徹底しております。

今回の事故判明を受けまして、引き続き上記取組の徹底を図り、再発防止に努めてまいります。